

令和6年度 山口市早期退職希望者募集実施要項

1 趣旨

この要項は、山口市職員の退職手当に関する条例（平成17年山口市条例第45号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、60歳から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集（以下「早期退職希望者募集」という。）について、条例及び山口市職員の早期退職希望者の募集及び認定制度に関する規則（平成26年山口市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 退職すべき期日

- (1) 早期退職希望者募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）の退職すべき期日は、令和7年3月31日とする。
- (2) 認定応募者が、当該退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該退職すべき期日の繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該認定応募者の当該退職すべき期日を繰り下げるものとする。

3 募集人数

早期退職者募集人数は、6人程度とする。

4 募集期間

- (1) 早期退職者募集期間は、令和6年6月12日（水）午前8時30分から同年7月31日（水）午後5時15分までとする。
- (2) 募集の目的を達成するため必要があるときは、上記募集期間を延長するものとする。

5 対象職員

- (1) 早期退職希望者募集の対象となる職員は、令和7年3月31日において、条例第7条の規定による勤続期間が20年以上で、かつ、年齢45歳以上60歳未満の職員とする。
- (2) 前号の対象職員には、次に掲げる職員は含まないものとする。
 - ア 任期を定めて任用される者
 - イ 懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠っ

た場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

6 応募又は応募の取下げの手続

- (1) 早期退職希望者募集に応募しようとする職員は、第4項第1号の期間内に、応募申請書(様式第1号)を所属長宛提出するものとする。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下げ申請書(様式第2号)を所属長宛提出するものとする。

7 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知の予定時期は、令和6年9月中旬とする。

8 応募者の人数が募集人数を超える場合

次の方法により当該応募者について認定をする。

- (1) 募集人数を限度として、生年月日の早い者から順番で認定する。
- (2) 生年月日が同じで、(1)の方法によっても募集人数を超える場合は、受付が早い者から順次に認定をする。

9 不認定となる場合

応募をした職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

- (1) 応募が当募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後に懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、又はその他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

10 早期退職希望者募集に関する問合せ先

総務部職員課 人事研修担当

電話 083-934-2727

メールアドレス shoku@city.yamaguchi.lg.jp